

# 会 議 録

## 1 会議名

令和6年度第6回大島区地域協議会

## 2 議題（公開）

### 1 報 告

(1) 大島堆肥センターの廃止に係る答申に対する通知について

(2) 大島地域生涯学習センターの適正配置計画の変更について

### 2 自主的な審議

(1) 視察研修の感想等について

### 3 その他

(1) 令和6年度冬期道路交通確保除雪計画について

(2) 主要地方道 上越安塚柏崎線 板山地内の災害復旧について

(3) 災害救助法等適用時の対応について

(4) 予約型バスの利便性向上について

(5) 持続可能なまちづくりについて

(6) 令和6年度第7回地域協議会の開催日について

## 3 開催日時

令和6年12月10日（火）午後6時30分から7時48分まで

## 4 開催場所

大島コミュニティプラザ 2階 市民活動室1

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：高野邦夫（会長）、岩野太樹（副会長）、飯田勝徳、牛田光則、江口元由、中原友紀、中村正光、丸山豊、本山一郎

・社会教育課：宮崎参事、竹内副課長

・浦川原区総合事務所：大島建設グループ長

- ・事務局：大島区総合事務所 本山次長、武田市民生活・福祉グループ長兼教育・文化グループ長、総務・地域振興グループ 高橋班長

## 8 発言の内容

### 【高野会長】

- ・会議の開会を宣言。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。
- ・本日の会議録の確認は、高野会長が行う。
- ・報告事項（1）大島堆肥センターの廃止に係る答申に対する通知について、事務局に説明を求める。

### 【本山次長】

- ・報告事項（1）について、資料No.1により説明

### 【高野会長】

- ・報告事項（1）について、質疑を求めるもなし。
- ・報告事項（2）大島地域生涯学習センターの適正配置計画の変更について、事務局に説明を求める。

### 【宮崎参事】

- ・報告事項（2）について、資料No.2により説明。

### 【高野会長】

- ・報告事項（2）について、質疑を求める。

### 【中村委員】

- ・今ほどの説明でパブリックコメントが必要になるという説明があったが、パブリックコメントとはどういうものか。

### 【宮崎参事】

- ・計画の変更について、事前に市民の皆さんに公表し、これを見ていただいた方からご意見をいただくもの。パブリックコメントを経て最終的に計画を変更等するという流れになる。

### 【高野会長】

- ・ほかに質疑を求めるもなし。  
(社会教育課 宮崎参事、竹内副課長 退出)

- ・自主的な審議事項（１）視察研修の感想等について、事務局に説明を求める。

**【本山次長】**

- ・10月26日土曜日、区内の視察研修を行った。
- ・参加された皆さんと区内の施設等を視察し、感想をいただいた。多くの委員の皆さんから参加していただいて意見をいただけるとよかったが、私たちの日取りが悪く、出席者も5名ほどになってしまった。
- ・今後、区内の活動団体などいろいろな団体と意見交換を行う予定である。意見交換等を行ったうえで、今回の視察研修の感想を踏まえた協議を行っていきたいのでよろしく願いたい。

**【高野会長】**

- ・今ほど、事務局から説明があったように、衆議院議員選挙があり日程を変更したところ、参加者が少なく残念だったが、情報は共有できたと思う。
- ・私もずっと大島区にいるが、行っていないところも多々あった。もったいないと感じたところもある。そのようなことを踏まえながら、今後の活動に活かしたい。
- ・来月以降、区内の活動団体と意見交換し情報を共有したいと考えている。ご協力をお願いしたい。
- ・自主的な審議事項（１）については、以上とする。
- ・その他（１）令和6年度冬期道路交通確保除雪計画について、及び（２）主要地方道上越安塚柏崎線 板山地内の災害復旧について説明を求める。

**【大島建設グループ長】**

- ・その他事項（１）について、別冊資料に沿って説明。
- ・続いて、その他事項（２）について、資料No3に沿って説明。

**【高野会長】**

- ・その他事項（１）及び（２）について、質疑を求める。

**【牛田委員】**

- ・現在、県道上越安塚柏崎線が通行止めになっている。また、令和8年度に国道253号の赤倉大橋リニューアル工事のため通行止めとなり、田麦大山線がう回路となる。そのような場合、除雪出動基準が市道から県道レベルに格上げになるなどの変更はあるのか。

【大島建設グループ長】

- ・市道も県道も積雪 10 センチ以上で出動することとなっており、同じ基準である。

【牛田委員】

- ・国道が通行止めになった場合、自宅前の市道が 2 4 時間除雪対応となるのか。

【大島グループ長】

- ・市道は、できるだけ早朝除雪で対応している。大島区、安塚区、浦川原区で限られた除雪車とオペレーターでやりくりしている状況で、極力夜間除雪は行わない。住民の皆さんからご協力いただきながら、除雪を行っているのが現状である。

【本山次長】

- ・今ほどの話はごもつともだと思う。国道のう回路として平日で 1, 8 0 0 台通行する見込みである。この件については、市からも県へ要望し、市としても協議をする。現段階で結論は出せないが、ご理解いただきたい。

【牛田委員】

- ・現状、国道でも大きなトラックが登れなくて渋滞になることが時々ある。自宅前の上り坂も夜中に登れなくなることを危惧している。除雪対応していただけるとありがたい。

【本山次長】

- ・今ほどの国道の通行止めの話だが、国道 2 5 3 号の赤倉大橋の路盤、正式には路床というが、その部分が 4 0 年経過しかなり傷んでいる。赤倉大橋の路床入替工事を令和 8 年度に実施する予定であることを県から話があった。
- ・工事の影響で、令和 8 年 5 月から 1 2 月まで通行止めにする。大型車、中型車については、他のルートを回るようにという指示を事前に出す。その指示を見落とした大型車、中型車については、大平の信号から大島方面へ向かって国道 4 0 3 号を通過して十日町市の池尻へ行く案内をする計画である。普通車は、旭地区の板山、田麦の市道田麦大山線を通過して、儀明トンネル入口付近に出るう回路を計画しており、日中 1, 8 0 0 台通る想定である。
- ・チラシを回覧したが、工事に伴う説明会を 1 2 月 1 7 日に旭農村環境改善センター、1 8 日に若者交流会館、1 9 日に大島生活改善センターで夕方 6 時 3 0 分から行う。
- ・1, 8 0 0 台という数字が出ているので、住民の皆さんも心配されていると思う。特に旭地区は交通量が増えるため、高齢者の皆さん等の安全面に配慮が必要である。

また、田麦大山線の旧あさひ荘へ降りるS字カーブは、急こう配で危ないので安全面の配慮をいただきたいとの要望をいただいている。

**【高野会長】**

- ・先日、回覧で回ったと思うが、ご都合のつく方は説明会に参加していただきたい。今ほどいろいろ意見があったが、説明会でも要望をあげていただきたい。

**【中村委員】**

- ・素朴な疑問だが、自宅前の除雪に2つの業者が入っている。意図的にそのようなルートになっているのか。

**【本山次長】**

- ・基本的には一番効率の良いルートをとっている。他でも交差することはある。
- ・小型の除雪車や坂を上りやすい除雪車など、様々なことを考慮してルートが組まれている。

**【高野会長】**

- ・ほかに質疑を求めるもなし。  
(浦川原区総合事務所 大島建設グループ長 退出)
- ・その他事項(3) 災害救助法等適用時の対応について、(4) 予約型バスの利便性向上について、(5) 持続可能なまちづくりについて、事務局に説明を求める。

**【武田市民生活・福祉グループ長】**

- ・その他事項(3) について、資料No.4 に沿って説明。

**【本山次長】**

- ・その他事項(4) について、資料No.5 に沿って説明。
- ・続いて、その他事項(5) について、資料No.6 に沿って説明。

**【高野会長】**

- ・その他事項(3) から(5) について、質疑を求める。

**【江口委員】**

- ・市の除雪費助成事業の関係で、助成限度額が72,100円というのは何年続いているのか。

**【武田市民生活・福祉グループ長】**

- ・昨年からの金額である。その前は65,600円だった。市内で2段階に分かれており、多雪区域が65,600円、その他の区域が41,000円であった。

**【江口委員】**

- ・地域の人から、除雪のできない高齢者は、この金額では足りないから、助成金額を見直さないといけないと伺っている。自己負担する金額もかなりあると伺っている。それで見直しして助成金額が上がったということか。

**【武田市民生活・福祉グループ長】**

- ・そのとおりである。

**【岩野副会長】**

- ・市の除雪費助成事業について、近所の高齢者の除雪も対象となるか。
- ・いつも家の前を除雪している。そういうのも請求できるか。

**【武田市民生活・福祉グループ長】**

- ・ご近所の高齢者が、対象者かどうかの判断が必要である。対象者であれば、ご近所の高齢者と岩野さんとの契約が必要である。市の助成金なので、契約は個々で行っている。業者に依頼する人もいれば、地域の人をお願いする場合もある。
- ・市は、実績報告書を提出いただき、それに応じて支払いをする。

**【江口委員】**

- ・民生委員・児童委員が認めない場合もある。
- ・菖蒲地区は、民生委員・児童委員が回って書類を集めて提出している。

**【武田市民生活・福祉グループ長】**

- ・除雪費助成事業には助成対象条件がある。所得条件があり、市民税の均等割のみを納めていただいている方が対象である。所得割を納めていただいている方は、助成対象外となる。扶養になっていると対象外になる。
- ・何よりも自力で除雪ができるかどうかを確認しながら、認定の可否を判断している。民生委員・児童委員にはそのお手伝いをしている。
- ・税の条件、扶養の有無は、市で確認できる。対象者の身体状況は、市では分からないため、民生委員から確認いただきながら、判断している。

**【本山次長】**

- ・助成対象については、総合事務所に相談いただければ対応する。
- ・大島区で72,100円という金額は少ないかもしれないが、助成対象の可能性があれば、申請していただきたい。
- ・除雪は、ほぼボランティアで除雪してくれている人も多く、助成金額を満額として

請け負う人もいる。契約の仕方は様々である。

- ・除雪してくれる人が少なくなっている。ぜひとも制度を活用して、除雪を続けていただき、ご協力いただけるとありがたい。

**【飯田委員】**

- ・予約型バスについて、高齢者がバスを利用する時の乗降時に介助が必要な場合、運転手は介助していただけないのか。

**【本山次長】**

- ・現在、東頸バスに委託しているが、契約内容には高齢者の介助は入っていない。このため、高齢者の介助をしていなくても東頸バスが悪いのではなくて、このような契約になっているということである。
- ・このようなこともあって、バス停を増やし、なるべく歩く距離を短くしたいと考えている。基本的には、乗車するバス停と降車するバス停をつなぐので、バス停が増えても運行に影響はない。
- ・また、介助が必要な人は別の制度があるので、制度を活用した方が安心かもしれない。もしそのような人がいたら、総合事務所に相談いただきたい。
- ・どうしても屋根などが無いバス停もある。地理的条件で仕方ないため、できるだけバス停を増やしたい。

**【岩野副会長】**

- ・私の自宅前にバス停があるが、付近の事務所に移動してもよいか。

**【本山次長】**

- ・9月に現場確認した際に、そのような要望を総合事務所からもお願いした。
- ・総合事務所でバス停の移動や設置の対応をするので、その際に詳細について相談させていただきたい。
- ・災害救助法等適用時の対応について、資料の表の一番左にある市の助成事業は、冬期間活用できる制度だが、県や国の制度は10日間という短い期間しか活用できない制度である。このため町内会長等にご協力いただきながら、除雪が必要な家屋をまとめたり重機の手配をしたりする。皆さんからもこのような制度があることを理解していただき、日頃から対象の家があるなど確認いただけるとありがたい。

**【武田市民生活・福祉グループ長】**

- ・災害救助法が適用になるのは、その時本当に命の危険があるということが前提にな

る。やみくもに何でも除雪すればよいということではない。本当に必要な部分だけを除雪することになる。

- ・災害救助法が適用になる前日に除雪を行った場合は、対象にならない。命の危険があるから災害救助法が適用されるという制度なので、ご承知おきいただきたい。

#### 【高野会長】

- ・何年か前に雪の捨て場がなくなって、重機が貸与された。その時の解釈で、高齢で自力では除雪ができない人を対応した後で、様々な問題があった。10日間は非常に短い。当時もリース会社から搬入したが、適応しない重機が届いて使用できなかったことがあった。なかなか難しい制度であると感じた。

#### 【武田市民生活・福祉グループ長】

- ・令和2年の時は、どのような重機が必要か、町内会長のご意見を聞きながら対応した。私の分野とは異なるが、要援護世帯の除雪ということで対応した。とりまとめについては、町内会担当の総務・地域振興グループが行う。
- ・住民の皆さんからご意見をいただきながら、本当に必要な重機を入れられるようにするはずである。

#### 【本山次長】

- ・レンタル会社から重機を借りることが基本となる。雪の降らない県外から重機が届く。足回りが三角のキャタピラではなくベルト式だったり、使用できる範囲が限られるものもあった。そのような重機を集めないとなかなか難しい。全てご希望どおりの重機が配置できるかという点も難しい。
- ・適用期間が短いので、対応がスムーズにいくように委員の皆さんからも制度内容をご理解いただけるとありがたい。

#### 【高野会長】

- ・ほかに質疑を求めるもなし。
- ・その他事項（6）令和6年度第7回地域協議会の開催日について、事務局と相談して1月21日火曜日に開催したい。新年会を兼ねて行いたいため、時間を早めて行いたいと思うがいかがか。

#### 【江口委員】

- ・今年は大雪という予報がでていいる。雪の心配もあるので、懇親会は1月ではなく3月に行ったらどうか。



## 【高野会長】

- ・確かに雪の心配もある。それでは、懇親会は3月に行くこととし、次回は通常どおりの時間とし、1月21日（火）午後6時30分から大島コミュニティプラザで開催することとしてよいか。

（「はい」の声）

- ・ほかに発言を求めるもなし。
- ・それでは、以上をもって第6回地域協議会を閉会する。

## 9 問合せ先

大島区総合事務所総務・地域振興グループ TEL：025-594-3101（内線 61）

E-mail：oshima-ku@city.joetsu.lg.jp

## 10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。